皇統史上の女帝登場と直系重視

（京都産業大学名誉教授）　所　功

憲法学者の百地章氏が『産経新聞』十二月二十四日「正論」欄に「皇位は直系より『男系男子』優先」と題する評論を出された。その中に歴史上の皇位継承例をあげられているが、誤解を与えかねない記述もみられるので、法制史の一研究者として管見を略述しよう。

その前に、私も昨今の情緒的な「愛子天皇論」には自重を求めたいと思っている。「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定められた皇室典範のもとで生まれ育たれた現在の皇族女子に、その資格が無いことは否定できない。

しかし、皇位の継承者も宮家の相続者も、将来まで「男系男子」限定とか優先のままでよいか否かは、政府・国会や論壇・一般の我々が真剣に考えなければならない。

そこで、百地氏の挙げられた例を見直すと、まず皇位継承は、明治以来の皇室典範が「男系男子を前提に成り立っている」が、かつて「男子不在時は、男系の女子が・・・皇位に就くことはあった」と記される。しかし、史上最初の女帝㉝推古天皇（五五四～六二八）は、異母弟の㉜崇峻天皇が弑逆された直後（五九二）、甥の聖徳太子（五七四～六二二）など「男系男子」が複数おられても、重臣らに懇請されて即位されたのである。

ついで㊵聖武天皇（七〇一～七五六）は、父帝㊷文武天皇の崩御時（七〇七）に数え七歳のため、成年のころまで祖母と伯母が㊸元明天皇（母）と㊹元正天皇（娘）になり中継ぎをされた。これは「直系」重視の影響にほかならない。

また、天皇は光明皇后との間に生まれた阿倍内親王（七一八～七七〇）を成年に達すると皇太子に立て、十一年後に即位せしめられた。しかも、その㊻称徳天皇は藤原仲麻呂の推す㊼淳仁天皇（七三三～七六五）に譲位した後、再び即位して㊽孝謙天皇となり看病僧の弓削道鏡を寵用されると、その弟（弓削浄人）らが道鏡を天皇に立てようと謀った。それを命懸けで阻止したのが、和気清麻呂である。

その論拠とされた宇佐大神の神勅には、「わが国家は開闢（天地の開け始め）以来、君臣（の分）定まれり。・・・天津日嗣（皇位）は必ず皇緒（皇族身分の儲君）を立てよ」とあり、君臣の分別と皇胤の継承を明示されているが、女帝を否定する意図はない。

さらに、江戸時代でも女帝は公認されている。㊿後水尾天皇（一五九六～一六八〇）は皇女の和子内親王（一六二三～九六）を(109)明正天皇を立てられた。また(116)桃園天皇（一七四一～六二）が早逝されると、異母姉の智子内親王（一七四〇～一八一三）が(117)後桜町女帝となり、甥の(118)後桃園天皇（一七五八～七六）の訓育にも努められた。

しかし、その後桃園天皇も父君と同じく二十二歳で崩御された時、遺児の欣子内親王（一七七九～一八四六）は、生後まだ二ヶ月であったから皇嗣となしえない。そこで、閑院宮家三代（美仁親王）の異母弟の兼仁親王（一七七一～一八四〇）が急遽九歳で擁立されて(119)光格天皇となられた。けれども、その際(119)を(118)の「養子」として、直系継承の形を示し、十五年後に欣子内親王を中宮（皇后）に迎え、前帝との繋がりを強化されている。これは、皇位に宮家男子を立てながら、直系重視の慣習を援用されたことになろう。

（令和七年十二月二十四日）